

平成26年度

障がい者施策実施計画

【目次】

施策Ⅰ 保健・医療及び地域生活支援体制の充実・・・・・・・・・・P 1

施策Ⅱ 安心して暮らせる社会環境の整備・・・・・・・・・・P13

施策Ⅲ 住みやすい生活環境の整備・・・・・・・・・・P23

施策Ⅳ 「ともに生きる社会」に向けた意識づくり・・・・・・・・・・P31

施策名	I	保健・医療及び地域生活支援体制の充実						
	1	保健・医療体制の充実	重点施策					
施策目的・概要		年度内に重点的に取り組む項目・達成すべき目標						
<p>(1) 障がい者への医療体制の充実 自立支援医療や重度心身障がい児（者）医療費助成などを通して医療費の負担軽減を図る。</p> <p>(2) 精神保健医療施策の充実 精神障がい者に対する適切な保健医療・福祉サービスが提供されるよう保健医療施策の充実を図る。</p> <p>(3) 地域療育体制の整備 療育の拠点施設であるこども総合療育センターと地域療育センターが連携し、市町村等のより身近な地域で療育を受けられる支援体制整備を図る。</p>		<p>(1) 障がい者への医療体制の充実 ①自立支援医療費の給付 自立支援医療制度の周知及び関係機関への研修を行い、利用体制の充実を図る。 ②重度心身障がい児（者）医療費助成 重度心身障がい者の福祉の増進を図るため、重度心身障がい者の医療費助成事業を行う市町村に対して補助を行うと共に、適正な事務処理を行うよう研修等により指導を行う。</p> <p>(2) 精神保健医療施策の充実 ①救急医療システムの充実 身体疾患と精神疾患の合併症患者の治療体制の充実を図るとともに、精神科救急情報センターの円滑な運営を図るため、スタッフの研修を実施する。 ②精神保健福祉センターの機能強化 引き続き保健所や市町村等の関係機関に対し技術指導・技術援助を行うとともに、不登校やひきこもり等の状態にあり、生きづらさを抱える若者への支援の充実を図る。</p> <p>(3) 地域療育体制の整備 こども総合療育センターと地域療育センターの連携に加え、現在、国において進められている障害児支援の在り方に関する検討会の最終報告を踏まえて、「児童発達支援センター」との役割分担を明確にし、身近な地域で療育を受けられる地域療育支援体制の整備を図る。</p>						
施策実施にあたっての課題								
<p>(1) 障がい者への医療体制の充実 ・自立支援医療や重度心身障がい児（者）医療費受給資格者の住所について市町村域を越えた異動があった場合に、新たな居住市町村でも医療費補助を速やかに受給できるよう、関係市町村間の連絡・調整が円滑に行われる必要がある。</p> <p>(2) 精神保健医療施策の充実 ・精神保健医療施策の充実に向けて、県医師会、県精神科協会、熊大医学部、救急告示病院等、関係機関の連携が円滑に行われる必要がある。</p> <p>(3) 地域療育体制の整備 ・地域療育センターと児童発達支援センターの役割分担を明確にした上で、発達障がい児に対する支援要請の急増に対応できる体制を整備する必要がある。</p>								
施策を構成する主な事業（単位：千円）								
施策番号	事業名	担当課	H25年度 予算額	H26年度 予算額				
(1)	更生医療費	障がい者支援課	795,244	797,951				
(1)	重度心身障がい者医療費助成事業	障がい者支援課	1,619,036	1,538,154				
(2)	精神科救急医療体制整備事業	障がい者支援課	22,318	29,446				
(3)	地域療育総合推進事業	障がい者支援課	29,008	27,736				
第4期障がい者計画数値目標進捗状況								
NO	項目	単位	策定時	進捗状況（各年度末）				H26末 目標値
				H22末	H23末	H24末	H25末	
1	重症心身障害児（者）通園事業実施箇所数	箇所数	5	5	6			6
			（進捗率（%））	83.3%	100.0%			（H23末）

施策名	I	保健・医療及び地域生活支援体制の充実	
	1	保健・医療体制の充実	重点施策

特記事項

【障がい者のニーズの把握の状況】  
 ・平成26年7月頃に障がい者団体と意見交換会を実施し、県事業について意見を聴取予定。  
 ・児童福祉法改正後の地域療育体制のあるべき姿について、こども総合療育センター及び関係市町村と意見交換を予定。  
 【その他の特記事項】

※障害者施策推進審議会における意見

主な意見	<p>「重症心身障害児（者）通園事業箇所数」が目的達成で大変ありがたいが、県内で6箇所ではとても足りない。特に球磨圏域、山鹿は不足している。引き続き箇所数の増加、増設をお願いしたい。(H24.10.16審議会)</p> <p>・「重症心身障害児通園事業」（障がい児関連事業）の数値目標について、次期計画で消えることのないようお願いしたい。(H25.5.31審議会)</p> <p>・医学的リハビリテーションを受けられる施設が少ない。重症心身障がい児者については、こども総合療育センターでリハビリを受けられるが、センターまでかなり距離がある人も多くいる。こども総合療育センター1か所だけではなく、（医学的リハビリテーションを受けられる施設の）数を増やしてほしい。(H25.10.21審議会)</p>
------	--

（参考）  
検証・評価の視点

- ①施策を構成している事務事業は、県障がい者計画の目指す姿（基本目標）、基本理念に適合しているか。
- ②施策の計画にあたり、障がい者のニーズ把握、関係団体からの意見聴取等の手段がとられているか。
- ③施策の効率的かつ効果的な執行がなされているか。
- ④施策の実施により所期の目的は達成されているか。

施策名	I	保健・医療及び地域生活支援体制の充実	
	2	地域生活支援の充実	重点施策 ★
施策目的・概要		年度内に重点的に取り組む項目・達成すべき目標	
<p>(1) 地域移行への支援 地域での生活を希望する施設入所者や受入条件が整えば退院可能な精神障がい者が円滑に地域生活へ移行できるよう取組みを推進する。</p> <p>(2) 「住まい」の場の確保 地域における住まいの場となるグループホーム、ケアホームのさらなる設置促進を図る。</p> <p>(3) 在宅サービスの充実 在宅生活の基盤となる訪問系サービス及び日中活動系サービスの充実を図る。</p> <p>(4) 施設サービスの充実 地域における入所施設の役割を踏まえ、必要な施設整備を図るとともに、サービスの質の向上への取組みを行う。</p> <p>(5) 家族に対する支援 障がい者を身近で支える家族に対する負担軽減のための取組み推進、家族に対する相談支援の充実を図る。</p> <p>(6) 所得保障制度の周知 公的年金制度や各種手当制度について周知を行う。</p>		<p>(1) 地域移行への支援 ①施設入所者の地域移行支援・地域定着支援 平成24年3月に策定した第3期障がい福祉計画に基づき、日中活動系サービスの充実やグループホームの設置促進、相談支援体制の整備を進める。 ②精神障がい者の地域移行支援 精神障がい者の地域移行支援のため、地域移行支援アドバイザーを配置するとともに、高齢入院患者地域移行支援事業を実施する。</p> <p>(2) 「住まい」の場の確保 ①障がい者福祉施設整備費補助金等により、住まいの場となるグループホームの施設整備を図る。 ②重度の身体障がい児（者）及び知的障がい児（者）のための住宅改造を進めるため、経費を助成する。</p> <p>(3) 在宅サービスの充実 日常生活用具等給付事業（市町村地域生活支援事業）が円滑に行われるよう市町村を支援する。</p> <p>(4) 施設サービスの充実 ①障がい者福祉施設整備費補助金等により、入所施設の改修等を行い必要な施設整備を図る。 ②利用者が適切に福祉サービスを選択できるよう、福祉サービス第三者評価を推進する。</p> <p>(5) 家族に対する支援 ①障がい者等の日中活動の場を確保し、家族の休息が図られるよう、市町村が実施する日中一時支援事業（地域生活支援事業）の支援を行う。特に、医療的ケアが必要な障がい児（者）の受入れの際の委託料単価を看護師等を配置できる水準まで見直すよう市町村へ依頼し、医療的ケアが必要な障がい児者の日中一時支援の促進を図る。 ②人工呼吸器を装着して登校している児童生徒に付き添う保護者の負担軽減のため、保護者が訪問看護ステーションと契約を行い、学校に看護師を派遣する同ステーションに対し、補助を行う。 ③相談支援従事者研修に、障がい者の家族を理解するためのカリキュラムを設ける。 ④医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する特別支援学校8校に延べ19人の看護師を配置し、医療的ケアを実施することで、保護者の負担軽減を図る。 ⑤医療的ケアが必要な障がい児（者）を受け入れる医療型短期入所事業所の実施個所を増やす。</p> <p>(6) 所得保障制度の周知 公的年金制度や各種手当制度等の受給要件や手続きなど制度の概要をわかりやすく記載した冊子「障がい福祉のしおり」を作成し、市町村、関係機関等を通じて障がい者本人や関係者へ周知する。 併せて、同冊子の内容を熊本県障がい保健福祉ホームページに掲載し、広く一般への周知を図る。</p>	
施策実施にあたっての課題			
<p>(1) 地域移行への支援 ②精神保健福祉法の改正が行われ、新たに精神科病院の管理者に、退院後生活環境相談員の設置等の地域移行の取組みが義務付けられ、県において当該相談員の研修も必要となることから、今後当該研修の実施について県精神科協会や県精神保健福祉士協会等の関係団体と連携して取り組む必要がある。</p> <p>(2) 「住まい」の場の確保 ①地域生活への更なる移行を進めるために、グループホームの整備をより一層進める必要がある。 第4期障がい福祉計画（平成27年度～29年度）策定にあたり、グループホーム利用者数の見込みを適正に行う必要がある。</p> <p>(3) 在宅サービスの充実 ・地域生活支援事業については、地域の実情や利用者のニーズに応じた事業が円滑に実施できるよう、事業実績に見合った国の財源措置が必要である。</p> <p>(4) 施設サービスの充実 ②福祉サービス第三者評価制度の継続的な受審を図るため、更なる普及啓発が必要。</p>			

施策名	1	保健・医療及び地域生活支援体制の充実		重点施策	★
	2	地域生活支援の充実			
(5) 家族に対する支援 ③ 「相談支援従事者研修」において、家族の立場や思いを話すことができる講師の人選が課題。 ④ 平成26年度は医療的ケアの必要な児童生徒が増加したため看護師を増員したが、看護師不足のため、その確保が困難な状況である。 ⑤ 医師や看護師等のスタッフが不足している、重度障がい児（者）の介護のノウハウがない等の理由により、医療型短期入所事業が実施できる医療機関はごく限られており、事業開始に向けての調整は困難が予想される。 (6) 所得保障制度の周知 -					

施策を構成する主な事業（単位：千円）

施策番号	事業名	担当課	H25年度 予算額	H26年度 予算額
(1)	精神障がい者地域移行支援事業	障がい者支援課	2,718	2,658
(2)(4)	障がい者福祉施設整備費補助事業	障がい者支援課	214,942	212,014
(2)	熊本県高齢者及び障がい者住宅改造助成事業	障がい者支援課	7,175	7,182
(4)	福祉サービス第三者評価推進事業	福祉のまちづくり室	2,605	2,200
(3)(5)	市町村地域生活支援事業 ※決算・予算額は全体額	障がい者支援課	211,519	217,443
(5)	相談支援従事者研修事業	障がい者支援課	3,441	1,019
(5)	ほほえみスクールライフ支援事業	特別支援教育課	37,910	46,289
(5)	重度障がい児（者）介護者レスパイトケア支援事業	障がい者支援課	0	-
(6)	法施行事務費(障がい保健福祉ホームページ管理保守業務委託)	障がい者支援課	341	350
(6)	法施行事務費(障がい福祉のしおり作成)	障がい者支援課	1,200	870

第4期障がい者計画数値目標進捗状況

NO	項目	単位	策定時	進捗状況（各年度末）				H26末 目標値
				H22末	H23末	H24末	H25末	
2	地域生活に移行した施設入所者数	累計 人数	374	469	618	683	736	1,020
			<進捗率(%)>	46.0%	60.6%	67.0%	72.2%	
3	地域生活に移行した退院可能精神障がい者数	累計 人数	549	559	565			625 (H23末)
			<進捗率(%)>	89.4%	90.4%			
3-2	1年未満入院者の平均退院率	割合	-			72.5%		77%
			<進捗率(%)>			94.2%	0.0%	
3-3	5年以上かつ65歳以上の退院者数	累計 人数	-			259		288
			<進捗率(%)>			89.9%	0.0%	
4	入所施設（施設入所支援）の入所定員の削減数（平成18年度からの累計）	累計 人数	37	87	365	395	422	340
			<進捗率(%)>	25.6%	107.4%	116.2%	124.1%	
5	グループホーム・ケアホーム	利用定 員数	1,306	1,459	1,942	2,118	2,292	2,363
			<進捗率(%)>	61.7%	82.2%	89.6%	97.0%	
6	ホームヘルプ	年間利用 延べ時間	401,268	435,689	512,092	492,864		732,930
			<進捗率(%)>	59.4%	69.9%	67.2%	0.0%	
7	ショートステイ	年間利用 延べ日数	21,840	33,870	24,788	25,926		44,628
			<進捗率(%)>	75.9%	55.5%	58.1%	0.0%	
8	生活介護	利用定 員数	1,477	2,302	3,966	4,266	4,523	6,414
			<進捗率(%)>	35.9%	61.8%	66.5%	70.5%	
9	自立訓練（機能訓練）	利用定 員数	52	52	62	52	35	99
			<進捗率(%)>	52.5%	62.6%	52.5%	35.4%	
10	自立訓練（生活訓練）	利用定 員数	264	279	396	414	382	548
			<進捗率(%)>	50.9%	72.3%	75.5%	69.7%	
11	就労移行支援	利用定 員数	431	455	623	718	757	655
			<進捗率(%)>	69.5%	95.1%	109.6%	115.6%	
12	就労継続支援（A型）	利用定 員数	784	903	1,241	1,767	2,231	1,680
			<進捗率(%)>	53.8%	73.9%	105.2%	132.8%	

施策名		I 保健・医療及び地域生活支援体制の充実					重点施策	★
		2 地域生活支援の充実						
13	就労継続支援（B型）	利用定員数	1,682 〈進捗率（％）〉	1,947 48.1%	2,421 59.8%	2,568 63.4%	2,806 69.3%	4,050
14	児童デイサービス	年間利用延べ日数	42,956 〈進捗率（％）〉	83,464 129.1%	61,910 95.8%			64,656 (H23末)
15	療養介護	利用定員数	72 〈進捗率（％）〉	72 10.7%	667 98.7%	753 111.4%	753 111.4%	676
16	サービス利用計画費支給者数	人	34 〈進捗率（％）〉	177 73.8%	339 141.3%			240 (H23末)
16-2	計画相談支援利用者数	年間利用者数	— 〈進捗率（％）〉			245 9.0%		2,717
17	福祉サービス第三者評価受審事業者件数（障がい福祉関係）	件数	23 〈進捗率（％）〉	31 72.1%	34 79.1%	43 100.0%	55 (見込み) 127.9%	43
18	ペアレントメンター登録数	人数	0 〈進捗率（％）〉	0 0.0%	8 32.0%	16 64.0%	23 92.0%	25
1-14 関連	児童発達支援	利用定員数	— 〈進捗率（％）〉			435	455	—
1-14 関連	福祉型児童発達支援センター	利用定員数	— 〈進捗率（％）〉			145	129	—
1-14 関連	医療型児童発達支援センター	利用定員数	— 〈進捗率（％）〉			20	20	—
1-14 関連	放課後等デイサービス	利用定員数	— 〈進捗率（％）〉			465	555	—
1-14 関連	保育所等訪問看護	施設数	— 〈進捗率（％）〉			10	17	—

特記事項

【障がい者のニーズの把握の状況】

- ・平成26年7月頃に障がい者団体と意見交換会を実施し、県事業について意見を聴取予定。
- ・障がい者福祉施設整備費補助金等により補助を希望する入所施設等に対し、補助の事前協議を実施し、施設整備の必要性について把握することとしている。
- ・医療・学校関係者による医療的ケア運営協議会を引き続き開催し、事業についての意見を聴き、実施上の課題解決を図っている。

【その他の特記事項】

※障害者施策推進審議会における意見

- 主な意見
- ・重度障がい児（者）介護者レスパイトケア支援事業の補助単価についての県の考え方に関して、福祉型短期入所をイメージしているようだが、短期入所の福祉型と医療型の間では、単価的にも非常に大きな開きがあり、医療的ケアというのはその中間ぐらいのケアをする必要があるため、補助単価について御検討いただきたい。（H25.5.31審議会）
  - ・重度障がい児（者）介護者レスパイトケア支援事業の事業者への周知について、市町村からの周知ばかりでなく、県からの周知や、県が周知のピラをつくって市町村へ提供するなど市町村からの周知への支援をお願いしたい。（H25.5.31審議会）
  - ・グループホームのスプリンクラー設置に関しては、熊本県では、管轄の消防署ごとに消防法の捉え方が違う。（基準の統一化に向けて）県がもう少し関与した方が良いのではないかと。（H25.5.31審議会）
  - ・障がい者計画の実施状況からは、行動援護の達成状況が分からない。現実的に、熊本県の行動援護は全く進んでおらず、そこが進んでいないということは、熊本県は障がい者の社会参加促進が閉ざされていると見られてしまうという問題がある。（H25.5.31審議会）
  - ・行動援護の達成状況の把握のためにも、ホームヘルプの内訳ごとの達成率を示してほしい。（H25.5.31審議会）
  - ・住宅の整備に関して、住宅管理の部署と、消防と、障がい関係の部署の3つが共通認識を持っていただくよう連携を検討してほしい。（H25.5.31審議会）

施策名	1	保健・医療及び地域生活支援体制の充実	
	2	地域生活支援の充実	重点施策 ★
・重度訪問介護の対象者を拡大するにあたっては、強度行動障がいに関する事業者の知識や介護の仕方などがある程度必要になってくるのではないかと。(H25.5.31審議会) ・介護保険で要支援が見込まれる場合、介護保険の介護サービスを使わずに、身体障害者手帳を申請して障害者総合支援法のサービスを受けたいという方が結構いる。そうなってくると、障がい者計画の数値目標が変わってくると思う。(H25.5.31審議会)			

(参考) 検証・評価の視点

- ① 施策を構成している事務事業は、県障がい者計画の目指す姿（基本目標）、基本理念に適合しているか。
- ② 施策の計画にあたり、障がい者のニーズ把握、関係団体からの意見聴取等の手段がとられているか。
- ③ 施策の効率的かつ効果的な執行がなされているか。
- ④ 施策の実施により所期の目的は達成されているか。

年度	予算	実績	内容	備考
2014	100	100	重度訪問介護	県立障害者支援センター
2015	144.5	144.5	重度訪問介護	県立障害者支援センター
2016	228.5	228.5	重度訪問介護	(事業計画) 県立障害者支援センター
2017	292.5	292.5	重度訪問介護	(事業計画) 県立障害者支援センター
2018	328	328	重度訪問介護	県立障害者支援センター
2019	351	351	重度訪問介護	県立障害者支援センター

施策名	I	保健・医療及び地域生活支援体制の充実	
	3	相談支援体制の充実	重点施策

<p>施策目的・概要</p> <p>地域における相談支援体制の充実に向けて相談支援事業所と関係機関の連携を図るとともに、相談支援を担う人材の確保と資質の向上を図る。</p>	<p>年度内に重点的に取り組む項目・達成すべき目標</p> <p>①地域における相談支援体制の充実 地域自立支援協議会事務局担当者会議の開催等により、地域の課題・方策等の検討等を行う。</p> <p>②相談支援に携わる人材の資質向上 相談支援従事者研修を実施し、人材の育成を図る。 また、県自立支援協議会の研修企画部会において、専門コース別研修等の検討を行い、相談支援従事者の質の向上を図る。</p> <p>③民生委員・児童委員の資質向上 民生委員・児童委員について、福祉全般の一次的対応（専門機関等への連絡、基礎的な相談に対する応答）が適切にできるよう、研修等を実施して育成に努める。</p> <p>④身体・知的障がい者相談員の資質向上 障がい児（者）及びその家族の身近な地域で相談業務に適切に応じるとともに、障がい児（者）の地域活動の推進や障がい者福祉の普及、啓発等に積極的に取り組むことができるよう、身体・知的障がい者相談員の育成に努める。</p>
--	---

- 施策実施にあたっての課題
- ①障がい福祉分野（施策）のみでは解決できない地域の課題への対応が課題。
  - ②「相談支援従事者研修」について、研修内容の充実が課題。
  - ③民生委員・児童委員の活動内容が複雑化していることや地域の支えあいが希薄化している現状から、民生委員・児童委員の活動が多様化しており、担い手不足が懸念されている。
  - ④障がい者相談員の高齢化が進み、相談員として適任者が減少している。

施策を構成する主な事業（単位：千円）

施策番号	事業名	担当課	H25年度 予算額	H26年度 予算額
①	自立支援協議会設置運営経費	障がい者支援課	700	665
②	相談支援従事者研修事業	障がい者支援課	3,441	1,019
③	民生委員費（指導訓練事業等）	福祉のまちづくり室	2,856	2,164
④	障害者社会参加推進センター設置事業（「障がい者110番」）	障がい者支援課	4,341	4,331
④	身体障がい者相談員活動強化事業	障がい者支援課	298	298
④	知的障がい者相談員活動強化事業	障がい者支援課	153	153

第4期障がい者計画数値目標進捗状況

NO	項目	単位	策定時	進捗状況（各年度末）				H26末 目標値
				H22末	H23末	H24末	H25末	
			<進捗率（％）>					

特記事項

【障がい者のニーズの把握の状況】  
・地域の課題について、毎年度、地域自立支援協議会を通して把握している。

【その他の特記事項】  
・自立支援協議会研修企画部会においては、次世代の指導者育成のあり方についても検討していく。



施策名	1	保健・医療及び地域生活支援体制の充実	
	3	相談支援体制の充実	重点施策

※障害者施策推進審議会における意見

主な意見	<p>・相談支援事業者に繋ぐ前の段階での相談支援に係る人材の教育・研修を行うと、相談支援事業者に繋ぐ前の段階で十分な対応をきめ細かにとれるのではないか。(H24.10.16審議会)</p>
------	--

(参考) 検証・評価の視点

- ①施策を構成している事務事業は、県障がい者計画の目指す姿（基本目標）、基本理念に適合しているか。
- ②施策の計画にあたり、障がい者のニーズ把握、関係団体からの意見聴取等の手段がとられているか。
- ③施策の効率的かつ効果的な執行がなされているか。
- ④施策の実施により所期の目的は達成されているか。

施策番号	施策名	実施年度	予算額(千円)	実施状況	備考
1-3	相談支援体制の充実	2014	2,000	計画通り	
1-3	相談支援体制の充実	2015	2,000	計画通り	
1-3	相談支援体制の充実	2016	2,000	計画通り	
1-3	相談支援体制の充実	2017	2,000	計画通り	
1-3	相談支援体制の充実	2018	2,000	計画通り	
1-3	相談支援体制の充実	2019	2,000	計画通り	
1-3	相談支援体制の充実	2020	2,000	計画通り	
1-3	相談支援体制の充実	2021	2,000	計画通り	
1-3	相談支援体制の充実	2022	2,000	計画通り	
1-3	相談支援体制の充実	2023	2,000	計画通り	
1-3	相談支援体制の充実	2024	2,000	計画通り	
1-3	相談支援体制の充実	2025	2,000	計画通り	
1-3	相談支援体制の充実	2026	2,000	計画通り	
1-3	相談支援体制の充実	2027	2,000	計画通り	
1-3	相談支援体制の充実	2028	2,000	計画通り	
1-3	相談支援体制の充実	2029	2,000	計画通り	
1-3	相談支援体制の充実	2030	2,000	計画通り	

施策名	I	保健・医療及び地域生活支援体制の充実	
	4	新たな障がいに対する支援	重点施策 ★

施策目的・概要	年度内に重点的に取り組む項目・達成すべき目標
<p>(1) 発達障がい者への支援                  発達障がい者支援のための早期発見の推進、早期療育体制の整備、ライフステージに沿った支援及び普及啓発等の取組みを推進する。</p> <p>(2) 高次脳機能障がい者への支援                  高次脳機能障がい者のための相談支援体制の充実、関係者への研修等を推進する。</p>	<p>(1) 発達障がい者への支援                  ・ 県民の発達障がいに関する理解を深めるため、熊本市との共催による講演会を開催するとともに、県や市町村のホームページ等を活用した広報啓発を行う。                  ・ 保護者が子どもの特性に応じて子育てできるよう「子育て支援ブック（仮称）」を作成する。また、児童や保護者の支援に向け、保育士等向けガイドブック及び保健師向けマニュアルを活用し、各々の立場から推進を図る。                  ・ 発達障がいについての医療体制を整備するため、発達障がい者医療体制検討部会で小児科医と精神科医の協働、連携について検討を行う。                  ・ 発達障がいを診療する医師を増やすため、医師の研修プログラム作成や医師の派遣研修を行う。                  ・ 地域療育支援体制を整備するため、こども総合療育センター、発達障がい者支援センター及び地域療育センターの間で相互の役割分担や連携等について協議や調整を行い、地域療育センターや児童発達支援センター等の相談支援機能の向上を図る。                  ・ 発達障がい児・者やその家族、関係する教員等の支援者を支援するため、発達障がい者支援センターにおいて、ソーシャルスキルトレーニング、ペアレントメンター養成研修等事業、ペアレントトレーニング、発達障がい支援者養成講座等を実施する。</p> <p>(2) 高次脳機能障がい者への支援                  ・ 市町村や指定相談支援事業所等の職員を対象とした研修会等において、高次脳機能障害支援普及事業の説明を行い、事業の周知を図る。                  ・ 地域の保健医療福祉関係者を対象に研修会等を開催し、高次脳機能障がいについての理解の促進とネットワークの強化を図る。</p>

施策実施にあたっての課題

(1) 発達障がい者への支援  
 ・ 発達障がいは外見からはわかりにくい障がい特性であるため、県民の理解や支援を得ることが難しい。  
 ・ 発達障がいについて診療する小児科医師が少なく、さらに今後も増加する見込みは小さい。  
 ・ こども総合療育センター、発達障がい者支援センター及び地域療育センターの支援機能に余力は少ない。

(2) 高次脳機能障がい者への支援  
 ・ 高次脳機能障がいは、外見からわかりにくく、本人も自覚しにくい等の特徴があることから、確定診断や適切な治療を受けていない場合が多い。支援体制の充実を図るためには福祉相談を受ける市町村等の相談窓口のスキルがアップするよう高次脳機能障がいの理解のための研修等の継続が必要。

施策を構成する主な事業（単位：千円）

施策番号	事業名	担当課	H25年度 予算額	H26年度 予算額
(1)	発達障がい者支援体制整備事業	障がい者支援課	2,229	2,353
(1)	発達障がい者支援医療体制整備事業	障がい者支援課	—	16,377
(1)	北部発達障がい者支援センター事業	障がい者支援課	23,348	27,154
(1)	南部発達障がい者支援センター事業	障がい者支援課	19,652	26,675
(1)	発達障がい児早期発見・早期支援事業	子ども未来課	1,507	1,474
(1)	すこやか育児支援事業	子ども未来課	278	278
(2)	熊本県高次脳機能障害支援普及事業	障がい者支援課	5,398	5,398

第4期障がい者計画数値目標進捗状況

NO	項目	単位	策定時	進捗状況（各年度末）				H26末 目標値
				H22末	H23末	H24末	H25末	
19	発達障がい支援者養成講座修了者	人数	0	20	35	53	81	100
			（進捗率（%））	20.0%	35.0%	53.0%	81.0%	

施策名	I	保健・医療及び地域生活支援体制の充実	
	4	新たな障がいに対する支援	重点施策 ★

特記事項

【障がい者のニーズの把握の状況】

・障がい者団体、障がい者支援機関等との意見交換会を引き続き実施して、県事業に対する意見を聴取する。

【その他の特記事項】

・平成23年秋に、高次脳機能障がい者やその家族が地域の方々とコミュニケーションを図る場として「萌の会」（地域の緑がわ）をスタートさせ、新たに診断を受けた家族の悩みを傾聴する等ピアサポーターとしての役割も果たしている。

※障害者施策推進審議会における意見

主な意見	<p>・障がい者を支えるためには人づくり、人材育成に取り組んで、いかに子どもの障がいの特性を見極めて、障がいに応じて、愛情を持って一生懸命取り組むかが何よりも重要。数字には見えてこないが熱意がある方をぜひ障がい者福祉分野で活躍していただけるよう取り組んでいただきたい。（H24.10.16審議会）</p>
------	--

（参考）

検証

評価の視点

- ①施策を構成している事務事業は、県障がい者計画の目指す姿（基本目標）、基本理念に適合しているか。
- ②施策の計画にあたり、障がい者のニーズ把握、関係団体からの意見聴取等の手段がとられているか。
- ③施策の効率的かつ効果的な執行がなされているか。
- ④施策の実施により所期の目的は達成されているか。

施策名	1	保健・医療及び地域生活支援体制の充実						
	5	福祉人材の養成・確保	重点施策					
施策目的・概要		年度内に重点的に取り組む項目・達成すべき目標						
障がい者のニーズに応じた障がい福祉サービスの提供のため、障がい福祉を担う専門的な人材の養成、確保及び資質の向上を図る。		①サービス管理責任者の養成 障害福祉サービス事業所に配置が義務づけられているサービス管理責任者に対する研修を行い、資質の向上を図る。 また、強度行動障がい支援者養成研修の新規実施や相談支援従事者初任者研修及びサービス管理責任者研修の受講対象の拡大により、サービス管理責任者のスキルアップを図る。  ②障害支援区分認定調査員等の養成 平成26年度から施行となる障害支援区分認定が適正に行われるよう、研修会を通じて、障害支援区分認定調査員、市町村審査会委員、医師意見書を記載する主治医等の資質向上を図る。						
施策実施にあたっての課題								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 質の高い講師の確保が課題。</li> <li>・ 障害程度区分から障害支援区分へのスムーズな移行が課題。</li> </ul>								
施策を構成する主な事業（単位：千円）								
施策番号	事業名	担当課	H25年度 予算額	H26年度 予算額				
①	サービス管理責任者研修事業	障がい者支援課	691	691				
②	障害支援区分認定調査員等研修事業	障がい者支援課	1,118	1,061				
第4期障がい者計画数値目標進捗状況								
NO	項目	単位	策定時	進捗状況（各年度末）				H26末 目標値
				H22末	H23末	H24末	H25末	
			<進捗率（%）>					
特記事項								
【障がい者のニーズの把握の状況】 ・ 平成26年7月頃に障がい者団体と意見交換会を実施し、県事業について意見を聴取予定。  【その他の特記事項】 ・ 自立支援協議会研修企画部会においては、次世代の指導者育成のあり方についても検討していく。 ・ 医療的ケアが必要な障がい児者の支援のため、たんの吸引等ができる介護従事者の研修も実施している。								

施策名	I	保健・医療及び地域生活支援体制の充実	
	5	福祉人材の養成・確保	重点施策

※障害者施策推進審議会における意見

主な意見	
------	--

(参考) 検証・評価の視点

- ①施策を構成している事務事業は、県障がい者計画の目指す姿（基本目標）、基本理念に適合しているか。
- ②施策の計画にあたり、障がい者のニーズ把握、関係団体からの意見聴取等の手段がとられているか。
- ③施策の効率的かつ効果的な執行がなされているか。
- ④施策の実施により所期の目的は達成されているか。

施策名	Ⅱ	安心して暮らせる社会環境の整備	
	1	教育の充実	重点施策
施策目的・概要		年度内に重点的に取り組む項目・達成すべき目標	
<p>(1) 支援体制の充実と的確な支援の実施 学校や地域レベル、県レベルの支援体制の充実を図るとともに、幼児児童生徒に対する的確な支援を実施する。 また、専門的知識を有する指導員の配置に対し、市町村への補助を実施することで、放課後児童クラブにおける障がい児の受入を推進する。</p> <p>(2) 専門性の向上 特別支援学級や特別支援教育コーディネーター等、特別支援教育に携わる教員等の専門性を高めるための研修の充実を図る。</p> <p>(3) 理解啓発の促進 研修や啓発資料の作成・配付などにより、理解啓発を図る。</p> <p>(4) 連携体制の強化 学校間、医療、福祉、労働等の関係機関との連携強化により、指導支援の充実を図る。</p>		<p>(1) 支援体制の充実と的確な支援の実施 ①国の委託事業である「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」の研究推進校として鹿本農業高等学校を指定し、障がいのある生徒への支援策について実践的な取組を行う。また、同じく国の委託事業を受けている山鹿市教育委員会と連携し、幼稚園から高等学校における支援の引継ぎ等についても検討し、その成果を普及する。 また、発達障がい等のある生徒に対する生活や学習活動上の支援を行う特別支援教育支援員を高等学校5校に配置する。 ②放課後子どもプラン推進事業研修会及び放課後児童クラブ指導員研修会を開催し、放課後児童クラブ指導員等に対して、発達障がいなど障がいのある児童への理解と対応を促す。 ③市町村への事業説明会等において、障がい児の受入に係る補助事業について、周知・説明する。</p> <p>(2) 専門性の向上 高等学校への専門家講師派遣や先進校等への視察を実施する。 また、小・中学校に対しては、経験年数や学級種別に応じた研修を実施したり、特別支援学校が実施する研修会に小・中学校の特別支援学級担任が参加できるよう案内をしたりする。</p> <p>(3) 理解啓発の促進 教職員向け広報誌「教育くまもと」（電子版、年4回発行）において、毎回特別支援教育に関する話題を記事にして掲載する。 また、すべての小・中学校の管理職を対象とした研修を実施し、障がいの特性や支援の充実に関する理解と意識を高める。</p> <p>(4) 連携体制の強化 キャリアサポーターを3校に配置し、関係機関と一層の連携を深めるとともに、職場開拓や早期離職防止のための企業訪問や引継ぎを実施する。 国の委託事業である「特別支援学校のセンター的機能充実事業」を実施し、特別支援学校の専門性向上のために関係機関との連携をさらに進める。</p>	

施策実施にあたっての課題

(1) 支援体制の充実と的確な支援の実施  
①高等学校に進学する発達障がい等のある生徒の数は多くなっているが、教育課程上の制約などから、高等学校では特別支援学級が設置できず、教育上特別な支援が必要な生徒への支援に十分対応されない状況にある。  
また、平成24年度において、学校が把握する発達障がいと診断済みの幼児児童生徒への個別的教育支援計画の作成率が、中学校では約70.5%であるのに対し、高等学校は23.9%であった。各校種それぞれ、発達障がいと診断済みのすべての生徒に作成してないこと、及び中学校から高等学校への支援の引継ぎが十分でないことが課題である。  
③国庫補助において放課後児童クラブ1箇所につき、加配指導員1名分の補助となっており、障がい児数が多い場合等への支援が不十分となっている。

(2) 専門性の向上、(3) 理解啓発の促進  
高等学校において、平成15年度から平成25年度までの特別支援教育に関する研修受講状況は86.6%と高い受講状況を示しているが、平成25年度のみで見ると68.9%となる。この差は、年々新しい情報が出てくる特別支援教育に関して、その情報を入手できずにいる教員がいることを示している。障がいの理解啓発に関する情報は、10年前に比べると大きく変化してきており、常に正しい情報、新しい情報を発信する研修を受講できる状況を生み出すことが必要である。

施策名	II	安心して暮らせる社会環境の整備	
	1	教育の充実	重点施策

(4)連携体制の強化  
 特別支援学校の高等部卒業後に就職を希望する生徒が増えてきていることに伴い、キャリアサポーターのニーズがますます高まってきている。

施策を構成する主な事業（単位：千円）

施策番号	事業名	担当課	H25年度 予算額	H26年度 予算額
(1)~(3)	特別支援教育総合推進事業	特別支援教育課	2,427	2,466
(1)	放課後児童クラブ支援事業（※他施策も含む）	子ども未来課	156,029	169,375
(4)	特別支援学校キャリアサポート事業	特別支援教育課	6,652	6,887
(4)	ほほえみスクールライフ支援事業（I-2再掲）	特別支援教育課	37,910	46,286
(5)	発達障がい支援事業	特別支援教育課	5,578	14,132

第4期障がい者計画数値目標進捗状況

NO	項目	単位	策定時	進捗状況（各年度末）				H26末 目標値
				H22末	H23末	H24末	H25末	
20	個別の教育支援計画を作成している幼稚園・学校の割合（但し対象となる幼児児童生徒が在籍するところに限る）	%	72.3 〈進捗率（%）〉	90.4	88.8	86.0	89.1	82.0

特記事項

【障がい者のニーズの把握の状況】  
 ・障がい者団体、学識経験者、学校関係者等を交えた広域特別支援連携協議会を開催し、県事業について意見を聴取するとともに、支援体制の整備を図るための協議を行っている。

【その他の特記事項】

※障害者施策推進審議会における意見

主な意見	・特別支援教育の専門性の向上に関して、特別支援学級が非常に増加していく中で、特別支援教育に携わった経験が少ない教員が多いと思われるので、担任を持っている教員が学んでいける研修機会の提供や、研修を受け入れる支援を展開してほしい。（H25.5.31審議会）
------	--

- （参考）  
 検証・評価の視点
- ①施策を構成している事務事業は、県障がい者計画の目指す姿（基本目標）、基本理念に適合しているか。
  - ②施策の計画にあたり、障がい者のニーズ把握、関係団体からの意見聴取等の手段がとられているか。
  - ③施策の効率的かつ効果的な執行がなされているか。
  - ④施策の実施により所期の目的は達成されているか。

施策名	Ⅱ	安心して暮らせる社会環境の整備	
	2	雇用・就労の促進	重点施策
施策目的・概要		年度内に重点的に取り組む項目・達成すべき目標	
(1) 一般就労の促進 一般就労の促進及び職場への定着を図るために、障がい者の働きやすい環境づくりに取り組む。		(1) 一般就労の促進 ① 委託先・ハローワーク、障がい者就業・生活支援センター等関係機関との連携を強化し、職業訓練内容のニーズ把握及び訓練生の就職率の向上を図る。 ② 新4カ年戦略に掲げる「総合的な就労支援体制の構築」に向け、モデル事業として、北部及び南部障害者就業・生活支援センターに支援員を各1名増員し、地域の企業、学校、福祉施設、行政機関との連携強化に取り組む。	
(2) 福祉的就労の充実 工賃アップの取組み等、就職が困難な障がい者の働く場としての福祉的な就労の場の充実に図る。		(2) 福祉的就労の充実 平成24年8月に策定した「熊本県工賃向上3か年計画」(平成24~26年度)に基づき、商品力の向上、共同受発注の推進、官公需発注の促進及び福祉と農業の連携に重点的に取り組む。	

施策実施にあたっての課題

(1) 一般就労の促進  
 ① 精神障がい者、発達障がい者の求職者数の増加への対応等、多様化する就労支援の中で、委託訓練の特色を出していくことが課題。また、多様な就労支援施策と連携し、委託訓練の充実を図っていくことも必要。  
 ② 障がい者就労に関する関係機関相互の連携強化を進めるに当たり、事業の目的・内容について、当事者の理解を深めながら、効果的な実施方法を確立していく必要がある。

(2) 福祉的就労の充実  
 ・ 障害者優先調達推進法(平成25年4月施行)に基づき作成した「熊本県障がい者優先調達推進方針」に掲げる県の調達目標を達成するとともに、全県的な官公需発注を推進していく必要がある。

施策を構成する主な事業(単位:千円)

施策番号	事業名	担当課	H25年度 予算額	H26年度 予算額
(1)	障がい者職業能力開発事業	産業人材育成課	38,215	46,223
(1)	委託訓練事業	産業人材育成課	9,279	9,537
(1)	障害者就業・生活支援センター事業	労働雇用課	31,828	33,484
(1)	職場適応訓練事業	労働雇用課	2,741	1,820
(1)	障がい者雇用優良事業所等知事表彰	労働雇用課	80	75
(1)	地域雇用創出支援事業	労働雇用課	6,347	6,029
(2)	工賃向上計画支援事業	障がい者支援課	8,440	3,217
(2)	障がい者職場実習促進事業	障がい者支援課	-	3,141

第4期障がい者計画数値目標進捗状況

NO	項目	単位	策定時	進捗状況(各年度末)				H26末 目標値
				H22末	H23末	H24末	H25末	
21	法定雇用率達成企業の割合	%	58.0	59.0	56.5	54.4	51.5	63.0
				<進捗率(%)>	93.7%	89.7%	86.3%	
22	障害者就業・生活支援センターの登録者数	人数	1,241	1,503	1,711	1,966	2,409	1,600
				<進捗率(%)>	93.9%	106.9%	122.9%	
23	ハローワークにおける障がい者の就職件数	件数	1,048	1,225	1,266	1,558	1,950	1,500
				<進捗率(%)>	81.7%	84.4%	103.9%	
24	障がい者委託訓練事業の受講者数	人数	82	99	89	79	70	100
				<進捗率(%)>	99.0%	89.0%	79.0%	
25	一般就労に移行した施設利用者数	年間 人数	80	108	95	139	154	110
				<進捗率(%)>	98.2%	86.4%	126.4%	



施策名	Ⅱ	安心して暮らせる社会環境の整備	
	2	雇用・就労の促進	重点施策

特記事項

**【障がい者のニーズの把握の状況】**  
 (1) 産業人材育成課に障がい者職業能力開発プロモーター、熊本高等技術専門校内に障がい者職業訓練コーディネーターを配置し、福祉機関・公共職業安定所をはじめとした関係機関からの情報収集を行っている。  
 (2) 「熊本県工賃向上3か年計画」の対象事業所は就労継続支援B型事業所（平成26年3月31日現在・143事業所）であるが、各事業所が作成した工賃向上計画を通じて必要な支援のニーズを把握している。

**【その他の特記事項】**  
 (1) 平成25年4月から障がい者の法定雇用率が引き上げ（民間企業1.8%→2.0%）られたこともあり、法定雇用率達成企業の割合は減少した。

※障害者施策推進審議会における意見

**主な意見**

- ・ 障害者就業・生活支援センターの登録者を実際に就職させるのが難しい。そのためにも、人員配置を固める、連携体制を固めることを検討いただきたい。（H24. 10. 16審議会）
- ・ 共同受発注の体制を固めてほしい。中小企業同友会などのネットワーク、協力や連携を広げることを進めていけば良い。（H24. 10. 16審議会）
- ・ 農業との連携に関して、熊本県は農林水産部が全国的な実績を持っているので、健康福祉部と農林水産部が連携をとって、ぜひ成果を上げていただきたい。（H24. 10. 16審議会）
- ・ 就労支援サービス系事業所として企業的に成り立たせることについては、やはり公的な支援なしには展開できない。そのことを県にはもう一度認識をし直していただきたい。（H24. 10. 16審議会）
- ・ 障がい者の農業活動に関して、施策実施にあたっての課題として、コーディネーターまたは中間的な情報のセンターになっていただく方の配置の必要性があり、これが施策実施のポイントになると思う。（H25. 5. 31審議会）
- ・ 福祉と農業の連携は、元々農業の専門家でない方々（福祉の担当者）がすることもあり、農政部の方々と連携をとっていただきたい。その際のキーワードは、地域的な連携と、技術や情報をいかに伝え合うかということにあり、その中で、行政が果たす役割は非常に大きいのではないと思う。（H25. 5. 31審議会）
- ・ 一般就労ばかりではなく、B型事業所や生活支援というところを大切にされた就労も必要なのではないか。（H25. 5. 31審議会）
- ・ 精神障がい者の雇用率は、制度がある程度引っ張っていかないと伸びないと思う。精神障がい者支援に関して、熊本県は、相談支援体制の整備を含めて非常に頑張っていると思うので、就労に関しても、ぜひ受け入れ側の企業についてお手伝いいただきたい。（H25. 5. 31審議会）
- ・ 精神障害者通所授産施設は、一般就労を目指される方だけでなく、一般就労を考えにくい高齢や重度障がいの方も多いため、施設でできるだけ数多くいろんな種類の作業ができるような環境をつくっていただきたい。（H25. 5. 31審議会）
- ・ 一般的に言うと、とりわけ就労継続支援B型事業所で精神または発達障がいの方がいる事業所は出勤率が悪く、給付が低い。このことを踏まえ、就労継続支援B型事業所について、定員をどう考えていくのかについて、熊本県として答えを出していただきたい。例えばA型からB型への転換というのが可能であるとか、このような考え方を含めて（出勤率の実情を踏まえた）B型の定員の問題について、給付と経営の実態が本当にマッチしているかどうかについて議論できると、事業所維持との関連性が出てくると思う。（H25. 10. 21審議会）

- （参考）  
 検証・評価の視点
- ① 施策を構成している事務事業は、県障がい者計画の目指す姿（基本目標）、基本理念に適合しているか。
  - ② 施策の計画にあたり、障がい者のニーズ把握、関係団体からの意見聴取等の手段がとられているか。
  - ③ 施策の効率的かつ効果的な執行がなされているか。
  - ④ 施策の実施により所期の目的は達成されているか。

施策名	II	安心して暮らせる社会環境の整備	
	3	情報・コミュニケーションの支援	重点施策

施策目的・概要	年度内に重点的に取り組む項目・達成すべき目標
障がいの特性に応じた情報提供の拡充を図るとともに、手話通訳者等コミュニケーションを支援する人材養成を推進する。	<p>(1) 情報バリアフリー化の推進</p> <p>① 県ホームページのアクセシビリティ配慮 音声読み上げソフトに対応可能な仕様にする等。</p> <p>② 点字版、録音版広報誌の制作 点字版、録音版広報誌は点字図書館から購読希望者へ送付する。</p> <p>③ テレビ字幕画面の制作 県政広報テレビ番組に字幕が入ったものを放送する。</p> <p>(2) 情報提供の充実</p> <p>① 聴覚障がい者への情報提供 手話・字幕付きビデオによる生活情報ニュースの提供、情報誌の発行等、字幕入りDVD等の制作及び貸出しを実施する。</p> <p>② 視覚障がい者への情報提供 新聞情報等の各種情報について、インターネット等を活用し、点字・音声情報として提供する。</p> <p>(3) コミュニケーション支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がいの特性に応じたコミュニケーション支援を行うため、以下のとおり養成事業及び派遣事業を実施する。</li> </ul> <p>① 聴覚障がい者への支援体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手話通訳者の設置</li> <li>・ 手話通訳者及び要約筆記者の養成</li> <li>・ 手話通訳者及び要約筆記者向けステップアップ研修</li> <li>・ 盲ろう者通訳・介助員の養成</li> <li>・ 盲ろう者向け通訳・介助員の派遣</li> <li>・ 専門性の高い分野への派遣及び広域派遣</li> <li>・ 県内の企業・団体等が主催する大会等で、その主催者が手話通訳者又は要約筆記者の派遣を希望する場合、派遣費用の1/2を県が助成</li> </ul> <p>② 視覚障がい者への支援体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚障がい者生活訓練支援</li> <li>・ 点字による即時情報ネットワーク</li> <li>・ 点訳・朗読（音訳）奉仕員養成事業</li> <li>・ 点字奉仕員・朗読（音訳）奉仕員ステップアップ研修</li> <li>・ 点字図書館の運営</li> </ul> <p>③ 音声機能障がい者への支援体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 音声機能障がい者発声訓練指導者の養成</li> </ul>

施策実施にあたっての課題

(1) 情報バリアフリー化の推進	—
(2) 情報提供の充実	・ 支援を必要としている障がい者への情報提供を更に充実させるため、障がい者の現状及びニーズ把握が必要である。
(3) コミュニケーション支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成25年4月施行の障害者総合支援法によりコミュニケーション関連事業が強化（都道府県及び市町村事業の必須化）され専門分野への派遣や、市町村の区域を越える広域への派遣事業が追加されたことから、事業が適切に実施されるよう関係者等の技術向上及び市町村との連携を強化する必要がある。</li> <li>・ 現在、熊本市域を中心として各種養成事業が実施されているが、地域密着型の支援体制の実現や、各地域での受講者の増加を図るための周知・広報を強化する必要がある。</li> <li>・ 県内の企業や団体等に対し、派遣事業の周知・広報を図る必要がある。</li> </ul>

施策を構成する主な事業（単位：千円）

施策番号	事業名	担当課	H25年度 予算額	H26年度 予算額
(1)	やさしくまもとづくり広報事業	広報課	5,448	5,595
(1)	聴覚障がい生活情報・コミュニケーション改善事業	障がい者支援課	411	411

施策名	II 安心して暮らせる社会環境の整備		重点施策
	3	情報・コミュニケーションの支援	
(2) 字幕映像ライブラリー事業	障がい者支援課	500	500
(2) 点字による即時情報ネットワーク事業	障がい者支援課	876	876
(3) 点訳奉仕員・朗読奉仕員ステップアップ研修事業	障がい者支援課	232	232
(3) 点訳・朗読（音訳）奉仕員養成事業	障がい者支援課	-	420
(3) 手話通訳設置事業	障がい者支援課	2,027	2,027
(3) 手話通訳者養成事業	障がい者支援課	1,238	804
(3) 手話通訳者養成ステップアップ研修事業	障がい者支援課	186	186
(3) 要約筆記者養成事業	障がい者支援課	510	504
(3) 要約筆記者養成ステップアップ研修事業	障がい者支援課	479	479
(3) 要約筆記者指導者養成研修	障がい者支援課	56	56
(3) 盲ろう者通訳・介助員養成事業	障がい者支援課	223	223
(3) 盲ろう者通訳・介助員養成促進事業	障がい者支援課	74	74
(3) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	障がい者支援課	3,353	1,630
(3) 視覚障がい者生活訓練事業	障がい者支援課	467	467
(3) 音声機能障がい者発声訓練指導者養成事業	障がい者支援課	43	43
(3) コミュニケーション推進事業	障がい者支援課	622	687
(3) コミュニケーション支援派遣コーディネーター研修事業	障がい者支援課	-	64

第4期障がい者計画数値目標進捗状況

NO	項目	単位	策定時	進捗状況（各年度末）				H26末 目標値
				H22末	H23末	H24末	H25末	
26	視聴覚障がい者のための通訳（翻訳）者数	人	1,696	1,664	1,789	1,879	1,909	2,010
			<進捗率（%）>	82.8%	89.0%	93.5%	95.0%	

特記事項

【障がい者のニーズの把握の状況】  
 ・点字図書館、聴覚障害者センターを通じて視覚・聴覚障がい者のニーズを把握している。  
 ・社会福祉法人熊本県視覚障がい者福祉協会、一般財団法人熊本県ろう者福祉協会を通じて、視覚・聴覚障がい者のニーズを把握している。

【その他の特記事項】

※障害者施策推進審議会における意見

主な意見	
------	--

- （参考）  
 検証・評価の視点
- ① 施策を構成している事務事業は、県障がい者計画の目指す姿（基本目標）、基本理念に適合しているか。
  - ② 施策の計画にあたり、障がい者のニーズ把握、関係団体からの意見聴取等の手段がとられているか。
  - ③ 施策の効率的かつ効果的な執行がなされているか。
  - ④ 施策の実施により所期の目的は達成されているか。

施策名	II	安心して暮らせる社会環境の整備						
	4	スポーツ・レクレーション・文化活動の支援	重点施策					
施策目的・概要		年度内に重点的に取り組む項目・達成すべき目標						
障がい者がスポーツ活動等に参加しやすい機会や情報の提供、気軽に参加できる環境の整備を図る。		①障がい者スポーツ大会 ・くまもと障がい者スポーツ大会については、当該大会への参加者数及び当該大会の観覧者を増加させるために、事業所、特別支援学校、関係団体等への周知等大会開催の周知を徹底させる。 ・全国障害者スポーツ大会への選手派遣については、選手と役員の連携を強化すること等により、大会における上位入賞に努める。 ②地域精神障がい者レクレーション教室・スポレク大会 ④精神障がい者作品展 ・地域精神障がい者スポレク大会及び精神障がい者作品展を開催する。 ③くまもとハートウィークの開催 ・障がいに対する県民の理解を深めるとともに、障がい者の自立及び社会参加を促進するため、県内の障がい者の芸術展やフォーラムなどの啓発イベントを開催する。						
施策実施にあたっての課題								
①くまもと障がい者スポーツ大会については、ここ3年毎年参加者数が微減し、開会式の観覧者も多い状況とはいえないため、事業所、特別支援学校、関係団体等への大会開催の周知等を徹底させる必要がある。 全国障害者スポーツ大会については、派遣選手の適切な支援ができる役員を選出していく必要がある。 ②参加者の年代が幅広いため、様々な年代に対応でき、参加者同士の交流が深まる競技内容を検討する必要がある。 ④関係者（当事者や家族等）の来場が比較的多いため、県民一般への周知を更に強化する必要がある。 ③12月の障害者週間に合わせ、県内で障がい者の理解促進を図るための各種啓発イベントを実施するにあたり、より多くの県民の方への啓発を強化する必要がある。								
施策を構成する主な事業（単位：千円）								
施策番号	事業名	担当課	H25年度 予算額	H26年度 予算額				
①	くまもと障がい者スポーツ大会	障がい者支援課	6,216	5,627				
①	全国障害者スポーツ大会熊本県選手団派遣	障がい者支援課	11,683	11,013				
②	障がい者社会参加総合推進事業（地域精神障がい者スポレク大会）	障がい者支援課	2,464	2,464				
④	障がい者社会参加総合推進事業（障がい者作品展）	障がい者支援課	182	177				
③	くまもとハートウィーク開催事業	障がい者支援課	4,012	4,012				
第4期障がい者計画数値目標進捗状況								
NO	項目	単位	策定時	進捗状況（各年度末）				H26末 目標値
				H22末	H23末	H24末	H25末	
27	県が主催する障がい者スポーツ大会への参加人数	人	1,944 <small>（進捗率（%））</small>	2,186 99.4%	2,048 93.1%	2,500 113.6%	2,583 117.4%	2,200
特記事項								
【障がい者のニーズの把握の状況】 ②地域精神障がい者スポレク大会の種目の選定等に当たっては、参加者へのアンケート調査を行い、その結果に基づいて検討を行っている。 【その他の特記事項】								

施策名	Ⅱ	安心して暮らせる社会環境の整備	
	4	スポーツ・レクレーション・文化活動の支援	重点施策

※障害者施策推進審議会における意見

主な意見	
------	--

(参考)  
検証・  
評価の  
視点

- ① 施策を構成している事務事業は、県障がい者計画の目指す姿（基本目標）、基本理念に適合しているか。
- ② 施策の計画にあたり、障がい者のニーズ把握、関係団体からの意見聴取等の手段がとられているか。
- ③ 施策の効率的かつ効果的な執行がなされているか。
- ④ 施策の実施により所期の目的は達成されているか。

施策名	II	安心して暮らせる社会環境の整備						
	5	安全対策の推進	重点施策					
施策目的・概要		年度内に重点的に取り組む項目・達成すべき目標						
障がい者が安心して地域で暮らすことができるよう、安全対策の推進を図る。		①障がい者への安全対策（小地域ネットワーク活動） 活動の普及推進及び機能拡充に取り組む市町村社会福祉協議会を支援するため、国のセーフティネット支援対策等事業費補助金を活用し、地域福祉コーディネーターの養成・研修及び地域福祉推進サポーター派遣を行う。 ②災害時要援護者避難支援計画の策定 災害対策基本法の改正に伴い、避難行動要支援者名簿に新たに掲載される障がい者等の個別計画の策定について、セーフティネット対策事業等を活用しながら支援を行うとともに、要援護者が参加する避難訓練を実施し、実施後に計画の検証や改善策の検討を実施する。						
施策実施にあたっての課題								
①障がい者への安全対策（小地域ネットワーク活動） ・県内全市町村で組織的、定期的な小地域ネットワーク活動の実施ができるよう、各市町村社会福祉協議会が抱える問題や課題等の把握を行い支援していく。 ②災害時要援護者避難支援計画の策定 ・一人ひとり個別の計画を策定するため、膨大な時間がかかる。 ・個人情報に関係者へ共有されることに対する要援護者の抵抗感が課題。								
施策を構成する主な事業（単位：千円）								
施策番号	事業名	担当課	H25年度 予算額	H26年度 予算額				
①	地域の結びづくり生き生き事業	健康福祉政策課	18,230	19,524				
第4期障がい者計画数値目標進捗状況								
NO	項目	単位	策定時	進捗状況（各年度末）				H26末 目標値
				H22末	H23末	H24末	H25末	
28	災害時要援護者避難支援計画（個別計画）策定市町村数	市町村	13 〈進捗率（％）〉	19 42.2%	35 77.8%	38 84.4%	45 100.0%	45 (H25末)
			〈進捗率（％）〉					
			〈進捗率（％）〉					
特記事項								
【障がい者のニーズの把握の状況】								
【その他の特記事項】								

施策名	Ⅱ	安心して暮らせる社会環境の整備	
	5	安全対策の推進	重点施策

※障害者施策推進審議会における意見

主な意見	
------	--

(参考) 検証・評価の視点

- ① 施策を構成している事務事業は、県障がい者計画の目指す姿（基本目標）、基本理念に適合しているか。
- ② 施策の計画にあたり、障がい者のニーズ把握、関係団体からの意見聴取等の手段がとられているか。
- ③ 施策の効率的かつ効果的な執行がなされているか。
- ④ 施策の実施により所期の目的は達成されているか。

年度	予算額	実績額	達成率	備考
2014年度	1,000,000	500,000	50%	(1) 障がい者福祉センターの整備 (2) 障害者福祉会でのセミナー開催
2015年度	1,000,000	500,000	50%	
2016年度	1,000,000	500,000	50%	

年度	予算額	実績額	達成率	備考
2014年度	1,000,000	500,000	50%	
2015年度	1,000,000	500,000	50%	
2016年度	1,000,000	500,000	50%	

【実施の経緯の概要】  
 本計画は、県障がい者計画に基づき、障がい者の生活の質の向上を図ることを目的として策定された。実施にあたっては、関係団体との連携を重視し、障がい者のニーズを把握し、効果的な施策の実施を図る。また、予算の執行状況を定期的に検証し、必要に応じて計画を修正する。本計画の進捗状況は、定期的に公表する。【実施の経緯の概要】

施策名	Ⅲ	住みやすい生活環境の整備						
	1	住宅・建築物の整備	重点施策					
施策目的・概要		年度内に重点的に取り組む項目・達成すべき目標						
障がい者が自立した生活を営み社会活動に積極的に参加することができるよう、安全かつ円滑に利用できる建築物や住宅の整備を図る。		<p>(1)障がい者が円滑に利用できる建築物の整備 平成25年度に、平成24年度までに整理をした指導基準の運用を開始した。今後も各地域振興局担当者等と協議をしながら、適切に建築物の整備が行われるよう指導を行う。</p> <p>(2)障がい者が円滑に利用できる住宅の整備 障がい者世帯等、誰もが快適に暮らすことができるよう、既設の県営住宅のUD化を推進する。</p>						
施策実施にあたっての課題								
<p>(1)障がい者が円滑に利用できる建築物の整備 ・建築物のUD化を推進するにあたっては、資材の高騰など、整備コストが建主の負担になるといった課題がある。建主に対し、UD化の必要性を十分認識してもらえよう、今後とも普及啓発を行うことが必要である。</p> <p>(2)障がい者が円滑に利用できる住宅の整備 ・平成24年度に住宅マスタープランを改定したことを受け、目標値が変わり、平成26年度から年間210戸を目標にUD改善工事を実施する。ただ、国費の予算配分によっては目標達成が難しい状況である。</p>								
施策を構成する主な事業（単位：千円）								
施策番号	事業名	担当課	H25年度 予算額	H26年度 予算額				
(1)	熊本県ユニバーサルデザイン建築物整備促進事	建築課	4,000	3,750				
(2)	公営住宅ストック総合改善事業	住宅課	253,500	362,300				
第4期障がい者計画数値目標進捗状況								
NO	項目	単位	策定時	進捗状況（各年度末）				H26末 目標値
				H22末	H23末	H24末	H25末	
29	事前協議対象建物のうち計画段階で事前協議が行われた建築物の割合	%	90	87.9	93.7	86	71.3	100
			<進捗率(%)>	87.9%	93.7%	86.0%	71.3%	
30	事前協議対象建物のうち事前協議済み通知書が交付された建築物の累計数	件数	1,527	1,580	1,668	1,729	1,942	2,000
			<進捗率(%)>	79.0%	83.4%	86.5%	97.1%	
31	県営住宅におけるUD対応住宅の割合	%	15.1	16.8	19.6	21.2	22.5	25.8
			<進捗率(%)>	65.1%	76.0%	82.2%	87.2%	
特記事項								
<p>【障がい者のニーズの把握の状況】</p> <p>(1)福祉のまちづくり室が行っている「対話によるUD空間整備促進事業」を活用し、障がい者のニーズを広く把握しているNPO法人から意見聴取を行うなど、積極的に外部の声を取り入れている。</p> <p>(2)事業実施当初（H18）から数年間、工事を行った入居者へアンケートによる意見を聴取し、その内容を次の工事に反映させている。</p> <p>【その他の特記事項】</p>								



施策名	III	住みやすい生活環境の整備	
	1	住宅・建築物の整備	重点施策

※障害者施策推進審議会における意見

主な意見	
------	--

(参考) 検証・評価の視点

- ① 施策を構成している事務事業は、県障がい者計画の目指す姿（基本目標）、基本理念に適合しているか。
- ② 施策の計画にあたり、障がい者のニーズ把握、関係団体からの意見聴取等の手段がとられているか。
- ③ 施策の効率的かつ効果的な執行がなされているか。
- ④ 施策の実施により所期の目的は達成されているか。

	000 05 001 001	000 01 001 001	安全系施設 富岡公団長	事業として計画した中 (1) 事業費支出は施設費及び安全設備費 (2)
--	-------------------	-------------------	----------------	--

	000 05 001 001	000 01 001 001		
--	-------------------	-------------------	--	--

【障がい者施策推進審議会】

【障がい者施策推進審議会】

施策名	Ⅲ	住みやすい生活環境の整備	
	2	道路・都市公園等の整備	重点施策

施策目的・概要	年度内に重点的に取り組む項目・達成すべき目標
<p>(1) 障がい者が円滑に利用できる道路の整備 障がい者の自立、社会参加の支援をはじめとして、すべての人にやさしいユニバーサルデザインに基づく道づくりを行い、安全・安心な公共空間の創造を図る。</p> <p>(2) 障がい者が円滑に利用できる都市公園等の整備 県営都市公園のバリアフリー化を推進する。</p> <p>(3) 障がい者が円滑に利用できる旅客施設周辺の整備 バリアフリー新法に基づき、基本構想（重点整備地区含む）を策定した市町村への国の支援等を活用し、面的整備を推進する。</p>	<p>(1) 障がい者が円滑に利用できる道路の整備 平成26年度においては、政令市施行箇所も含め、県内の整備計画26地区のうち、県庁周辺地区及び甲佐町地区の整備を実施予定としている。また、平成24年4月の熊本市の政令指定都市移行に伴い、次期障がい者計画に係る整備計画地区の見直し検討を予定している。</p> <p>(2) 障がい者が円滑に利用できる都市公園等の整備 県営都市公園（4公園）の障害者専用駐車場及び多目的トイレの設置、基幹園路のバリアフリー化を推進する。</p> <p>(3) 障がい者が円滑に利用できる旅客施設周辺の整備 市町村においても、移動等の円滑化を図ることが必要な一定の地区を重点整備地区とし、移動等の円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本構想を作成可能であることから、制度の内容について再度周知を検討している。</p>

施策実施にあたっての課題

(1) 障がい者が円滑に利用できる道路の整備  
・都市部や家屋密集地区における歩道の整備には用地買収等、周辺住民の協力が不可欠であるが、交渉が難航する箇所もあり、今後更なる事業への理解を求める取組みが必要である。併せて、予算の縮減等により事業進捗の調整を余儀なくされており、利用状況や自動車交通量等から、緊急性や優先度の峻別を行い、効果的な重点投資が必要である。

(2) 障がい者が円滑に利用できる都市公園等の整備  
・県が管理する公園は、設立年次が昭和50年代～平成初期と古く、バリアフリー化が図られていない箇所が多いため、利用の多い箇所から優先的に整備し早期に効果を図る取組が必要である。

施策を構成する主な事業（単位：千円）

施策番号	事業名	担当課	H25年度 予算額	H26年度 予算額
(1)	やさしい道づくり事業	道路保全課	15,000	20,000
(2)	都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業	景観公園室	475,700	388,796

第4期障がい者計画数値目標進捗状況

NO	項目	単位	策定時	進捗状況（各年度末）				H26末 目標値
				H22末	H23末	H24末	H25末	
32	県が管理する道路のうち、整備計画地区における歩道のバリアフリー整備延長割合	%	84	86.0	86.9	87.4	87.5	100
			〈進捗率（%）〉	86.0%	86.9%	87.4%	87.5%	
			〈進捗率（%）〉					

特記事項

【障がい者のニーズの把握の状況】

【その他の特記事項】

施策名	Ⅲ	住みやすい生活環境の整備	
	2	道路・都市公園等の整備	重点施策

※障害者施策推進審議会における意見

主な意見	
------	--

(参考)  
検証・  
評価の  
視点

- ①施策を構成している事務事業は、県障がい者計画の目指す姿（基本目標）、基本理念に適合しているか。
- ②施策の計画にあたり、障がい者のニーズ把握、関係団体からの意見聴取等の手段がとられているか。
- ③施策の効率的かつ効果的な執行がなされているか。
- ④施策の実施により所期の目的は達成されているか。

施策名	Ⅲ	住みやすい生活環境の整備						
	3	旅客施設・公共車両等の整備	重点施策					
施策目的・概要		年度内に重点的に取り組む項目・達成すべき目標						
障がい者が自立した生活を営み社会活動に積極的に参加することができるよう、安全かつ円滑に利用できる旅客施設や公共車両等の整備を図る。		①イベント等の開催（ハートフルサポーター育成事業） 障がい者等と接する機会の多い事業者（宿泊事業者、サービス事業者、交通事業者）を対象に、「やさしい宿づくり手帖」「やさしい店づくり手帖」「UDおもてなし手帖（バス編・タクシー編）」を使用して、障がい者等の特性や対応方法についての研修会を実施し、誰もが外出しやすいまちづくりを推進する。						
施策実施にあたっての課題								
①平成23～25年度の3年間のハートフルサポーター育成数は352名となっているが、今後も、参加人数の増加を図る必要がある。								
施策を構成する主な事業（単位：千円）								
施策番号	事業名	担当課	H25年度 予算額	H26年度 予算額				
①	UDやさしいまちづくり普及啓発事業	健康福祉政策課	423	469				
第4期障がい者計画数値目標進捗状況								
NO	項目	単位	策定時	進捗状況（各年度末）				H26末 目標値
				H22末	H23末	H24末	H25末	
33	乗合バスのうちノンステップバスの割合	%	10.9	12.3	13.8	13.8	15.6	30
			<進捗率（%）>	41.0%	46.0%	46.0%	52.0%	
			<進捗率（%）>					
			<進捗率（%）>					
特記事項								
【障がい者のニーズの把握の状況】								
【その他の特記事項】								

施策名	Ⅲ	住みやすい生活環境の整備	
	3	旅客施設・公共車両等の整備	重点施策

※障害者施策推進審議会における意見

主な意見	
------	--

(参考) 検証・評価の視点

- ① 施策を構成している事務事業は、県障がい者計画の目指す姿（基本目標）、基本理念に適合しているか。
- ② 施策の計画にあたり、障がい者のニーズ把握、関係団体からの意見聴取等の手段がとられているか。
- ③ 施策の効率的かつ効果的な執行がなされているか。
- ④ 施策の実施により所期の目的は達成されているか。



【実行の計画の六一二五号・J地前】  
 五千五百五号見意了Vにコ部取制 J当実生会財交身通工共回者V地前二)部自V平政期平 -  
 【標準型付の部の子】

施策名	Ⅲ	住みやすい生活環境の整備						
	4	外出・移動支援	重点施策					
施策目的・概要		年度内に重点的に取り組む項目・達成すべき目標						
障がい者の社会参加促進のため、外出や移動の支援を目的とした移動支援サービスの充実を図る。		<p>①移動支援事業の充実 市町村が行う移動支援事業（地域生活支援事業）を通して、外出、余暇活動等の社会参加を支援する。</p> <p>②身体障害者補助犬の普及 身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）の育成団体への育成経費助成等を行い、視覚障がい者等の移動支援を充実させる。</p> <p>③ハートフルパス制度の普及啓発 ハートフルパス制度（障がい者用駐車場利用証制度）の普及を通して、やさしいまちづくりへの理解を広めるため、ハートフルパス制度の協力施設数を増やす。 また、障がい者用駐車場の不適正利用を減らすため、県民に対する啓発活動を強化し、障がい者が外出しやすい環境づくりを進める。</p>						
施策実施にあたっての課題								
<p>①移動支援事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活支援事業補助金の国庫補助が8割程度であるため、引き続き、国に対し、100%補助を要望していく必要がある。</li> </ul> <p>②身体障害者補助犬の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民が補助犬に接する機会が十分でないため、補助犬に対する理解を深める広報の実施など工夫が必要である。</li> </ul> <p>③ハートフルパス制度の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民等への一層の制度周知</li> <li>・協力施設の大幅な拡大</li> </ul>								
施策を構成する主な事業（単位：千円）								
施策番号	事業名	担当課	H25年度 予算額	H26年度 予算額				
①	市町村地域生活支援事業 ※決算・予算額は全体額	障がい者支援課	211,519	217,443				
②	身体障害者補助犬育成事業	障がい者支援課	1,500	1,500				
③	障がい者用駐車場利用証事業	福祉のまちづくり室	2,629	2,874				
第4期障がい者計画数値目標進捗状況								
NO	項目	単位	策定時	進捗状況（各年度末）				H26末 目標値
				H22末	H23末	H24末	H25末	
34	移動支援事業実施市町村数	市町村	34	38	37	35		45
			<進捗率（%）>	84.4%	82.2%	77.8%	0.0%	
35	ハートフルパス制度の協力施設数	施設	869	1,034	1,237	1,450	1,600	1,900
			<進捗率（%）>	54.4%	65.1%	76.3%	84.2%	(H28)
特記事項								
<p>【障がい者のニーズの把握の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年7月に障がい者団体と意見交換会を実施し、県事業について意見を聴取予定。</li> </ul> <p>【その他の特記事項】</p>								

施策名	Ⅲ	住みやすい生活環境の整備	
	4	外出・移動支援	重点施策

※障害者施策推進審議会における意見

主な意見	
------	--

(参考) 検証・評価の視点

- ① 施策を構成している事務事業は、県障がい者計画の目指す姿（基本目標）、基本理念に適合しているか。
- ② 施策の計画にあたり、障がい者のニーズ把握、関係団体からの意見聴取等の手段がとられているか。
- ③ 施策の効率的かつ効果的な執行がなされているか。
- ④ 施策の実施により所期の目的は達成されているか。

施策番号	平成26年度		事業名	単位数	単価	総額
	予算	実績				
Ⅲ-4	15,200	0	電話支援・訪問			
	1,000	0	訪問支援・訪問			
	34,598	34,598	その他			

施策名	IV	「ともに生きる社会」に向けた意識づくり	
	1	障がい者の権利擁護	重点施策 ★

施策目的・概要	年度内に重点的に取り組む項目・達成すべき目標
<p>障がい者への差別をなくすための条例の制定に向けた取り組みをはじめ、「ともに生きる社会」を目指して、差別のない地域社会づくりに向けた施策を展開する。</p> <p>また、障がい者の権利擁護のため、虐待防止に向けた取り組み等を推進する。</p>	<p>(1)差別をなくす取組み 「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」に基づき、相談事案の解決に努めるとともに、障がいのある人への県民の理解を促進するため、条例の普及、啓発の取組を推進する。 また、平成25年度に作成した、障がいの特性や、特性に配慮した対応方法などを解説した啓発冊子等をもとに、出前講座等の場を活用して、障がい者理解促進に向けた啓発活動を積極的に行う。</p> <p>(2)障がい者の虐待防止に向けた取組み 障がい者虐待について、障害福祉サービス事業所等の従事者や管理者の理解を深め、市町村や相談支援事業所等の相談窓口職員の専門性の強化を図るために、研修を実施する。 また、虐待の早期発見に繋がるよう、障がい者虐待の通報義務等について、啓発用パンフレット等をもとに県民への周知を図る。</p> <p>(3)日常生活自立支援事業の周知等 要支援者が日常生活自立支援事業や成年後見制度といった制度を適切に活用できるよう県社会福祉協議会が取り組む日常生活自立支援事業に補助を行うとともに、成年後見制度への移行を円滑に行えるよう、市町村社会福祉協議会等を対象とした「成年後見制度利用促進研修会」の開催を支援する。</p>

施策実施にあたっての課題

(1)地域相談員と熊本県広域専門相談員との連携、相談体制の周知をいかに図るかが課題。また、条例に定める「合理的な配慮」について県民の理解を深める必要がある。  
条例施行後3年を目途に、必要に応じて見直しを行うこととなっており、障害者差別解消法に基づく国の基本方針策定の動きも見ながら、条例見直しに係る検討を行う必要がある。

(2)障がい者虐待の防止等にあたっては、虐待の発生予防から、虐待を受けた障がい者が安定した生活が送れるようになるまで、障がい者の権利擁護を基本においた切れ目ない支援体制を構築する必要がある。

(3)日常生活自立支援事業の利用者は年々増加しており、市町村社協に対する人的、財政的支援に対する市町村の位置づけの明確化が課題となっている。  
また、現在の制度では生活支援員の報酬を賄うこととなっており、生活保護受給者については全市町村とも無料となっているが、生活保護受給者以外の低所得者からの利用料徴収が困難な状況もあり、低所得者に対する減免の規定、基準及びその財源等についての見直しも必要と思われる。

施策を構成する主な事業 (単位：千円)

施策番号	事業名	担当課	H25年度 予算額	H26年度 予算額
(1)	障害者条例推進事業	障がい者支援課	12,349	12,043
(2)	障害者虐待防止対策支援事業	障がい者支援課	2,049	1,943
(3)	日常生活自立支援事業	福祉のまちづくり室	34,739	34,698

第4期障がい者計画数値目標進捗状況

NO	項目	単位	策定時	進捗状況 (各年度末)				H26末 目標値
				H22末	H23末	H24末	H25末	



施策名	IV	「ともに生きる社会」に向けた意識づくり	
	1	障がい者の権利擁護	重点施策 ★

特記事項

【障がい者のニーズの把握の状況】

【その他の特記事項】

- ・「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」に基づく相談体制  
 広域専門相談員：4名、地域相談員：179名

※障害者施策推進審議会における意見

主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域専門相談員が頑張っている。しかし、障害者条例の趣旨や障がいの理解は難しいので、これらの啓発活動を更に系統的・計画的に進めることが必要。(H24.10.16審議会)</li> <li>・障害者条例について、熊本県が全国から一歩リードで進んできていて、相談事例が積み重なっていくことに重みを感じて嬉しい。(H24.10.16審議会)</li> <li>・障害者差別解消法が成立したが、熊本県の「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」は、国の差別解消法よりも一歩リードしたところもあるので、これまで構築している分は後退しないようにお願いしたい。(H25.10.21審議会)</li> </ul>
------	---

(参考) 検証・評価の視点

- ①施策を構成している事務事業は、県障がい者計画の目指す姿（基本目標）、基本理念に適合しているか。
- ②施策の計画にあたり、障がい者のニーズ把握、関係団体からの意見聴取等の手段がとられているか。
- ③施策の効率的かつ効果的な執行がなされているか。
- ④施策の実施により所期の目的は達成されているか。

施策名	Ⅳ	「ともに生きる社会」に向けた意識づくり	
	2	ボランティア活動の支援	重点施策

<p>施策目的・概要</p> <p>障がい者をはじめ誰もが暮らしやすい社会をめざし、県民が幅広くボランティア活動に取り組むことができるよう、ボランティア活動の支援体制の充実、ボランティア活動に対する意識の醸成を図る。</p>	<p>年度内に重点的に取り組む項目・達成すべき目標</p> <p>ボランティア活動の推進については、県ボランティアセンターに対する県補助の活用等により推進することとしている。</p> <p>具体的には、ソーシャルネットワークの活用による周知・啓発のための情報発信も積極的に行うとともに、11月の「火の国ボランティアフェスティバル」開催等を通じて、ボランティア活動に参加しやすい環境の整備を図る。</p> <p>さらに、平成25年度から開始した住民向けの災害ボランティアの研修など、あらゆる機会を通じて、ボランティア活動の普及を図る。</p>
--	--

<p>施策実施にあたっての課題</p> <p>・東日本大震災や熊本広域大水害の発生に伴い、県内において多くの災害ボランティアが活動を行いボランティア活動の気運は高まっているものの、平常時におけるボランティア活動の活性化が課題である。</p>
--

施策を構成する主な事業（単位：千円）					
施策番号	事業名	担当課	H25年度 予算額	H26年度 予算額	
	県ボランティアセンター事業費補助	健康福祉政策課	7,093	6,738	/

第4期障がい者計画数値目標進捗状況								
NO	項目	単位	策定時	進捗状況（各年度末）				H26末 目標値
				H22末	H23末	H24末	H25末	
36	ボランティア活動に参加したことがある人の割合	%	37.3	34.0	35.1	33.0		42
			（進捗率（%））	81.0%	83.6%	78.6%	0.0%	（H28）

<p>特記事項</p> <p>【障がい者のニーズの把握の状況】</p> <p>【その他の特記事項】</p>
--

施策名	IV	「ともに生きる社会」に向けた意識づくり	
	2	ボランティア活動の支援	重点施策

※障害者施策推進審議会における意見

主な意見	
------	--

- (参考)
- ①施策を構成している事務事業は、県障がい者計画の目指す姿（基本目標）、基本理念に適合しているか。
- ②施策の計画にあたり、障がい者のニーズ把握、関係団体からの意見聴取等の手段がとられているか。
- ③施策の効率的かつ効果的な執行がなされているか。
- ④施策の実施により所期の目的は達成されているか。



【参考資料】

【参考資料】

【参考資料】

施策名	IV	「ともに生きる社会」に向けた意識づくり	
	3	交流活動の促進	重点施策

施策目的・概要	年度内に重点的に取り組む項目・達成すべき目標
地域住民やボランティア、社会福祉法人、行政などが協力して、誰もが安心して暮らせるようなまちづくり活動を各地域で行う地域福祉の推進を通して、地域における障がい者の交流の場を充実させる。	(1) 地域の縁がわの推進 ①地域の縁がわ及び地域ふれあいホームの普及 子ども、高齢者、障がい者の地域の誰もが集い支え合う地域の拠点「地域の縁がわ」及び地域の縁がわに日中支援及び宿泊機能を有した「地域ふれあいホーム」の普及を目指し、施設整備費の補助を実施する。 また、地域の縁がわの相談窓口（委託先：NPO法人おーさあ）を設け、立上げを検討している団体等の個別相談に対する支援を行う。 特に地域の縁がわが少ない球磨圏域への働きかけを強化する。 ②地域の縁がわ及び地域ふれあいホーム情報交換会の開催 団体相互の活動情報の交換や交流の機会を創出し、活動の活性化を図りながら、活発な活動を促進する。

施策実施にあたっての課題 ・母体となる業種が多様であり、障がい者に対する一層の理解を深めるため、地域の縁がわ同士の交流が必要。 ・運営費の補助制度がないため、活動資金が少ない団体が多い。今後は独自で活動資金の捻出を目指す「地域の支事（しごと）おこし」に繋げていくことが必要。
---

施策を構成する主な事業（単位：千円）				
施策番号	事業名	担当課	H25年度 予算額	H26年度 予算額
(1)	地域の縁がわ彩り事業	健康福祉政策課	21,578	21,448

第4期障がい者計画数値目標進捗状況								
NO	項目	単位	策定時	進捗状況（各年度末）				H26末 目標値
				H22末	H23末	H24末	H25末	
37	地域の縁がわ か所数	か所	200	221	276	380	443	500
			<進捗率（%）>	44.2%	55.2%	76.0%	88.6%	(H27)
			<進捗率（%）>					
			<進捗率（%）>					

特記事項 【障がい者のニーズの把握の状況】 ・各圏域で情報交換会を行いながら、障がい関係の地域交流の状況を聞き取り、地域の縁がわの普及と活動の活性化を目指す。  【その他の特記事項】
---

施策名	IV	「ともに生きる社会」に向けた意識づくり	
	3	交流活動の促進	重点施策

※障害者施策推進審議会における意見

主な意見	
------	--

(参考)  
検証・  
評価の  
視点

- ①施策を構成している事務事業は、県障がい者計画の目指す姿（基本目標）、基本理念に適合しているか。
- ②施策の計画にあたり、障がい者のニーズ把握、関係団体からの意見聴取等の手段がとられているか。
- ③施策の効率的かつ効果的な執行がなされているか。
- ④施策の実施により所期の目的は達成されているか。

